

感染症法に基づく予防計画 について

令和 5 年 1 0 月 5 日

川越市保健医療部

予防計画の策定・改正について

資料1

▶ 令和4年12月：感染症法が改正

【改正趣旨】

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、国又は都道府県及び関係機関の連携協力による、感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制の整備などの措置を講ずるもの

予防計画の策定・改正

《保健所設置市は、県の予防計画に即して新たに予防計画の策定が必要》

連携協議会

- 「平時から県と関係機関との連携強化を図るため」及び「**予防計画の策定・改正を協議するため**」に設置
- 県、保健所設置市、医療関係者などが参画
- 予防計画の策定・変更に当たっては、保健所設置市以外の市町村の意見も聴取

◎ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」）が改正され、令和4年12月9日に公布された。

この改正において、都道府県が定める予防計画の記載事項を充実させるほか、新たに保健所設置市においても定めることが規定され、本市においても計画を策定する必要がある。

川越市感染症予防計画（原案）の概要

1 概要

予防計画

感染症の予防のための施策の実施に関する計画であり、国の基本指針及び県が定める予防計画に即して定める〔法第10条〕。

背景

国の基本指針の改正に基づき、感染症の発生予防及びまん延防止等のため、具体的な目標を定めた予防計画を策定し、平時からの体制確保を図ることが必要となった。

2 中間とりまとめ（案）のポイント

○第1 感染症予防の推進の基本的な方向 P2～

- ・事前対応型の感染症対策の体制を構築する。
- ・県の連携協議会を通じて予防計画に基づく取組状況を毎年報告や進捗確認を行うことにより、PDCAサイクルに基づく検証をする。
- ・基本指針及び県予防計画が変更された場合には、予防計画に再検討を加え、必要があると認めるときは、予防計画を変更する。

○第2 感染症の発生の予防及びまん延防止に関する事項 P6～

- ・感染症の発生の予防のために、感染症発生動向調査を中心に感染症の発生の状況及び動向の正確な把握に努める。
- ・感染症のまん延の防止のために、関係機関と連携を図る。

○第3 感染症及び病原体等に関する情報の収集及び調査 P11～

- ・感染症対策の基本となる感染症及び病原体等に関する情報の収集及び調査を行う。

○第4 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上 P13～

- ・感染症発生初期の段階から検査が円滑に実施されるよう計画的な準備を行う。
- ・保健所における検査体制等を整備、管理する。

【数値目標】

▶保健所の検査の実施能力

〔流行初期〕	・PCR検査の実施能力	90件/日
〔流行初期以降〕	・PCR検査の実施能力	180件/日

▶保健所における検査機器の数

〔流行初期〕	・リアルタイムPCR装置	2台
〔流行初期以降〕	・リアルタイムPCR装置	3台

○第5 感染症の患者の移送のための体制の確保 P16～

- ・感染症の患者の移送について、発生・まん延した感染症の性状を踏まえ、必要に応じて消防機関及び民間事業者等との役割分担を行う。
- ・自宅・宿泊施設から医療機関への移送については、軽症者は保健所又は民間事業者が行い、中等症の患者は、病状や状況に応じて保健所、民間救急事業者又は消防機関が行い、重症者は消防機関又は民間救急事業者が行う。
- ・市は、消防機関と連携し、感染症の患者の病状を踏まえた移送の対象及び感染症の特性を踏まえた安全な移送体制の確保について役割分担及び費用負担等を協議し、必要な協定を締結する。

川越市感染症予防計画（原案）の概要

○第6 新興感染症発生時における外出自粛対象者の療養生活の環境整備 P18～

- ・健康観察は、医療機関、医師会、薬剤師会、看護協会や民間事業者等への委託や施設同士の連携等を活用しつつ、県と連携しながら体制を確保する。
- ・生活支援は、県と連携し、民間事業者への委託を活用しつつ、食料品等の生活必需品等を支給するなどの支援を行う。

○第7 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上 P19～

- ・保健所職員等を国立保健医療科学院や国立感染症研究所等で実施される感染症対策・感染症検査等に関する研修会等に積極的に派遣するとともに、市が感染症に関する講習会等を開催することで研修の充実を図る。

【数値目標】

- ▶保健所職員等が年1回以上受講できるように研修等を実施する。

○第8 保健所の体制の確保 P21～

- ・広域的な感染症のまん延防止のため、感染経路の特定、濃厚接者の把握等に係る積極的疫学調査等の専門的業務を十分に実施できるよう保健所の人員体制や設備等を整備する。

【数値目標】

- ▶流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数 91人/1日
- ▶即応可能なIHEAT要員の確保数 7人

○第9 緊急時における対応 P23～

- ・国又は県が感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要性があると認めを行った指示に対し、迅速かつ的確に対処する。

○第10 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重 P25～

- ・感染症の予防又はまん延の防止のための措置を行うに当たり、人権を尊重し、患者等への差別や偏見の排除のため、国及び県に準じた施策を講ずる。

○第11 その他の感染症予防のための施策 P27～

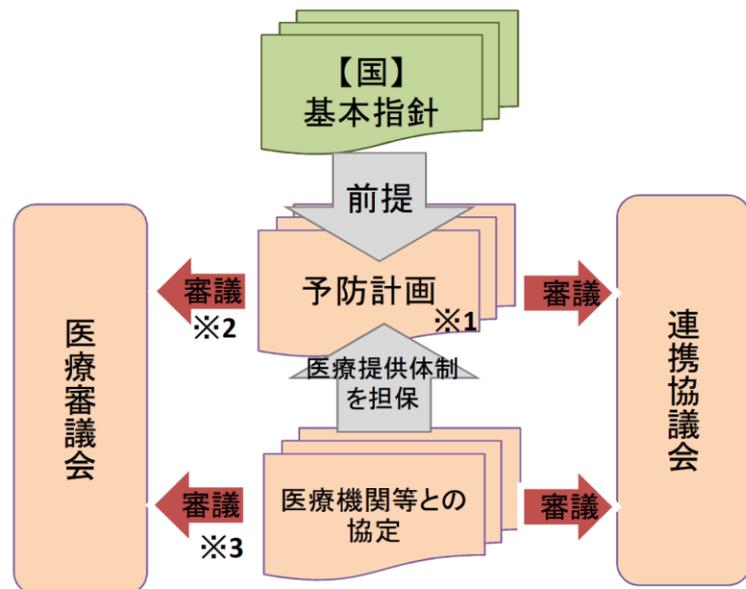
- ・病院、診療所、高齢者施設、障害者施設等において感染症が発生し又はまん延しないよう、市は、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報をこれらの施設の開設者又は管理者に適切に提供する。
- ・その他、災害防疫、動物由来感染症対策、外国人への対応、薬剤耐性対策などを定める。

※埼玉県の予防計画には、上記の他、以下の3項目が位置付けられる。

- 感染症に係る医療を提供する体制の確保
- 新興感染症発生時における宿泊施設の確保
- 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針

(埼玉県感染症対策連携協議会（令和5年6月9日開催）資料をもとに作成）

《予防計画の策定・改正スキーム》



- ※1 「予防計画」には、保健所設置市が策定するものも含む
- ※2 数値目標については、医療審議会の意見を聴いて設定する
- ※3 協定案は医療審議会の意見を聴いた上で定める

埼玉県感染症対策連携協議会 構成団体

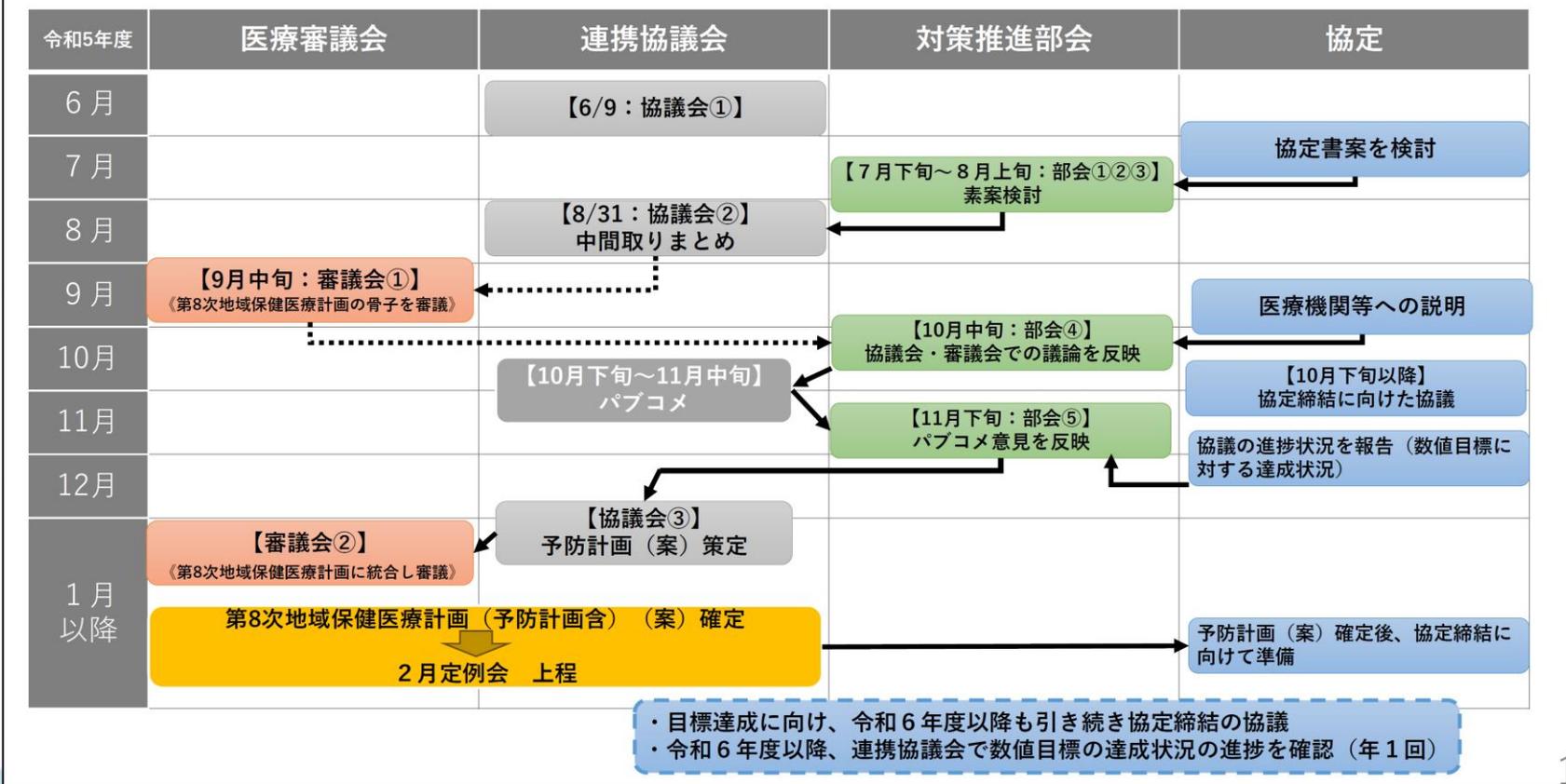
医療関係団体	埼玉県医師会
	埼玉県歯科医師会
	埼玉県薬剤師会
	埼玉県看護協会
	埼玉県栄養士会
	国際医療福祉大学大学院
	埼玉医科大学病院
	埼玉県公的病院協議会
関係団体	埼玉県老人福祉施設協議会
	埼玉県発達障害福祉協会
	埼玉県ホテル旅館生活衛生同業組合
	埼玉県訪問看護ステーション協会
行政	埼玉県
	保健医療部
	衛生研究所
	保健所
	教育局
	保健所設置市
	さいたま市
	川越市
	越谷市
	川口市
	埼玉県消防長会
	埼玉県市長会
埼玉県町村会	

◎感染症法において、保健所設置市の予防計画は、県の連携協議会で協議しなければならないとされており、本市の計画は、埼玉県のスキームに沿って、策定を進めていく必要がある。

(埼玉県感染症対策連携協議会（令和5年8月31日開催）資料より）

改定スケジュール

資料4



◎ 現在、本市の予防計画は、県や県内他の保健所設置市と合わせ、連携協議会②において、中間とりまとめが行われたところ。今後、県とスケジュールを合わせながら、パブリックコメントを実施し、年度内の策定を目指す。